

議案第49号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

飯能市長 大久保 勝

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。

埼玉県市町村総合事務組合規約新旧対照表

変更後		変更前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
組合市町村		組合市町村	
省略 彩北広域清掃組合 省略		省略 鴻巣行田北本環境資源組合 省略	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
共同処理する 事務	組合市町村	共同処理する 事務	組合市町村
第4条第1号 に掲げる事務	省略 彩北広域 清掃組合 省略	第4条第1号 に掲げる事務	省略 鴻巣行田 北本環境資源組 合 省略
省略		省略	